

# アナログ規制の点検・見直し方針

令和7年1月

総務課文書法規係

# 目次

1	はじめに	.....	2
2	点検・見直しの目的	.....	3
3	点検・見直しの推進体制	.....	5
4	点検・見直しの対象範囲	.....	6
5	点検・見直しの進め方	.....	9
( 1 )	対象となる規制の洗い出し	.....	9
( 2 )	規制根拠の分類	.....	9
( 3 )	規制の類型化・フェーズの区分	.....	9
( 4 )	見直し工程表の策定	.....	1 2
( 5 )	見直しの実施	.....	1 2
( 6 )	点検・見直しスケジュール	.....	1 3

## 1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、生活のあり方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールの多くは、デジタル技術の登場以前に確立されており、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げになっている一面もあると考えられている。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることは不可欠である。

国では、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための原則を策定するとともに、この原則を踏まえ、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを実施している。

本町においても、国の動きを踏まえデジタル化を推進し、デジタル技術の実装の妨げとなる条例等の規制の見直しを進めていくことが重要であるため、本町におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

## 2 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく本町のアナログ規制について、国が定める「構造改革のためのデジタル原則」への適合性を点検し、当該規制が町のデジタル化を阻むことがないよう見直しを行い、町全体のデジタル化を推進することを目的とする。

町のアナログ規制を見直し、町のデジタル化を推進することにより、人手不足の解消や生産性の向上が見込まれ、町の業務における効率化とサービス向上が期待される。

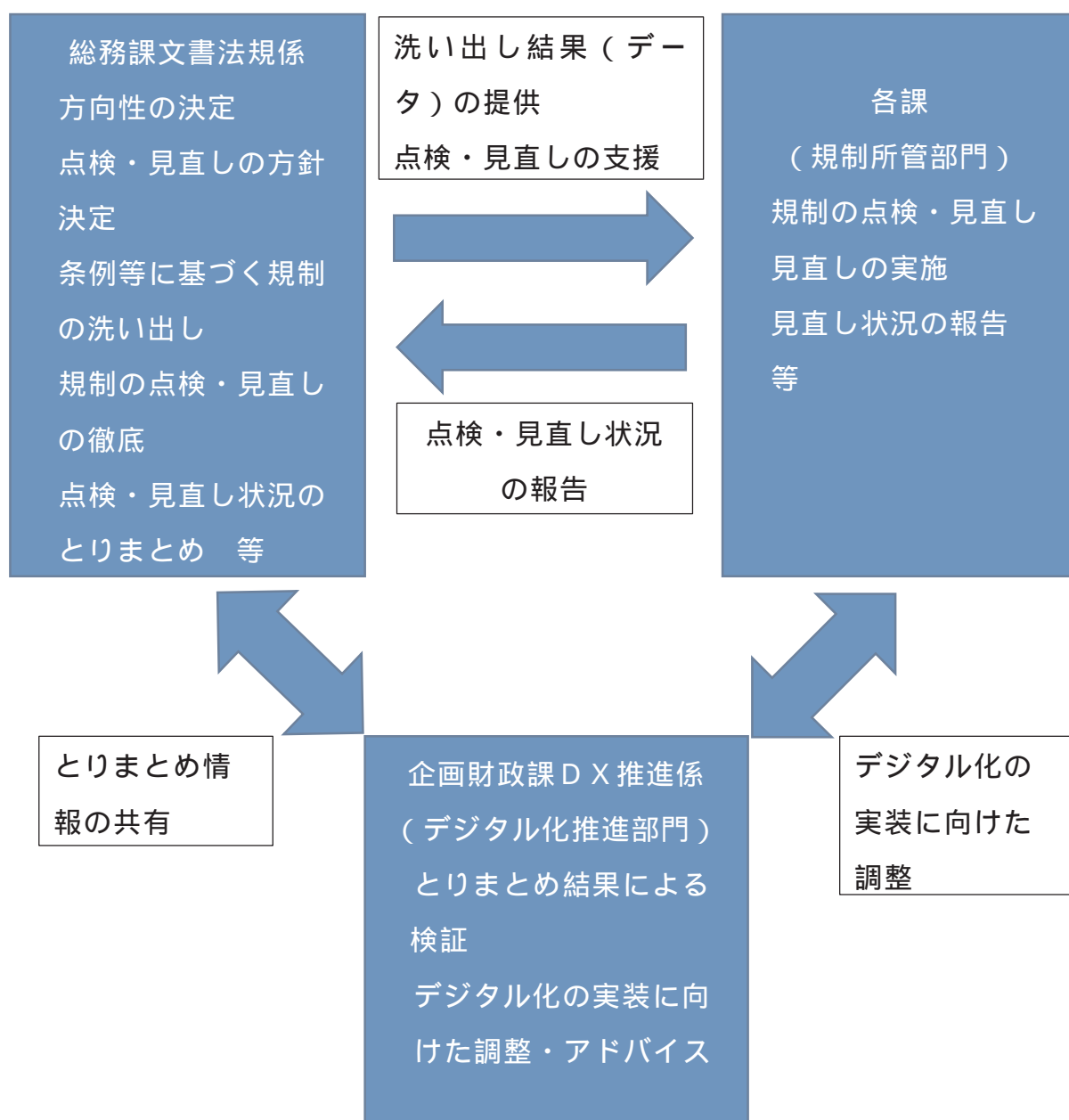
【参考：構造改革のためのデジタル原則（デジタル臨時行政調査会 策定）】

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則 （G to B to Cモデル）	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

### 3 点検・見直しの推進体制

総務課文書法規係において、町としての方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・確認及び条例等に基づく規制の洗い出しを行う。各課は規制を所管する部門として、専門的な見地から規制の点検・見直しを進める。また、企画財政課DX推進係はデジタル化の推進部門として、デジタル化の実装に向けた調整を行う。

イメージ図



## 4 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本町で定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程）の規定を対象とする。デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象としていることを踏まえ、条例等の中でも、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定及びFD（フロッピーディスク）等の記録媒体を指定する規制に該当する規定を対象とする。また、当該規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

## 代表的なアナログ規制 7 項目

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

## F D等の記録媒体を指定する体制

規制項目	規制の内容
F D等の記録媒体を指定する規制	フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の個別（特定）の記録媒体の使用を定めている規制

## 5 点検・見直しの進め方

点検・見直しにあたっては、国における点検・見直しの動きを参考にし、規制にあてはめる類型とフェーズはデジタル臨時行政調査会の考え方を準用する。具体的な手順としては以下のとおりとする。

### (1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制を洗い出す。

### (2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った各規制の制定根拠を主に以下のとおり分類する。

分類	
(a)	国の法令等に基づいて定めている規制
(b)	自団体の条例等に基づいて定めている条例
(c)	国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制

規制根拠分類の必要性...国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、町の条例等に基づき定める規制は、町自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、分類を行う。

### (3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制の目的・趣旨ごとに類型を整理し、デジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分する。

類型化の必要性...点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行う。

フェーズの区分の必要性... I o T等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

### 類型化とフェーズの区分の考え方

7つの規制における類型化及びフェーズの区分は国の考え方を準用し、次のとおりとする。

#### 目視規制 ・ 実地監査規制

類型	内容
類型 1	検査・点検・監査
類型 2	調査
類型 3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ 1	目視・実地監査規制
フェーズ 2	情報収集の遠隔化・人による評価
フェーズ 3	判断の精緻化、自動化・無人化

#### 定期検査・専任規制

類型	内容
類型 1	第三者検査
類型 2	自主検査
類型 3	調査・測定

フェーズ	内容
フェーズ 1	定期検査・点検規制
フェーズ 2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
フェーズ 3	定期の検査・調査・測定の撤廃

### 常駐・専任規制

類型	内容
類型 1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型 2	主としてモノのチェック等のための専任
類型 3	主として人への対応のための常駐
類型 4	主として人への対応のための専任

フェーズ	内容
フェーズ 1	常駐・専任規制を課している
フェーズ 2	デジタル技術等による見直し
フェーズ 3	常駐・専任規制を課していない

### 対面講習規制

類型	内容
類型 1	講習

フェーズ	内容
フェーズ 1	対面規制あり又は解釈不明確
フェーズ 2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
フェーズ 3	デジタル完結

## 書面揭示規制

類型	内容
類型 1	公的証明書等の揭示
類型 2	公的証明書等以外の情報の揭示

フェーズ	内容
フェーズ 1	デジタル化を一切許容しない
フェーズ 2	一部許容している
フェーズ 3	デジタルによる揭示を基本とする

## 往訪閲覧縦覧規制

類型	内容
類型 1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型 2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

フェーズ	内容
フェーズ 1	紙・人の介在
フェーズ 2	デジタル原則に適合する手段を可とする
フェーズ 3	デジタル完結を基本とする

### (4) 見直し工程表の策定

現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を各課と調整し、策定する。

### (5) 見直しの実施

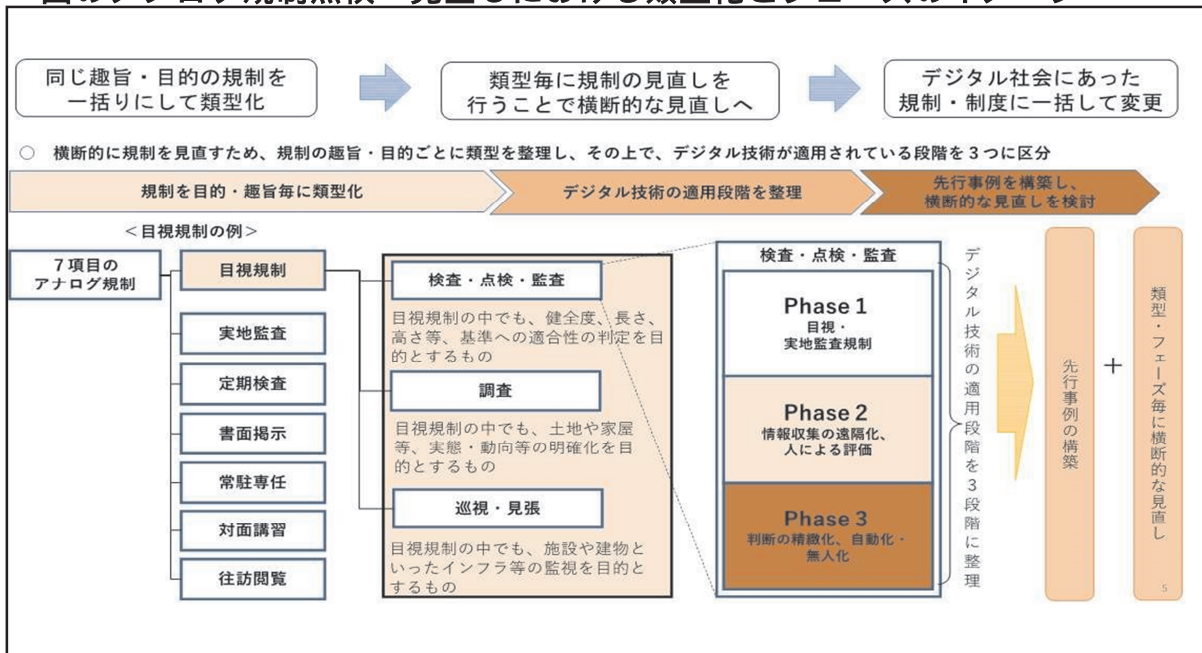
見直し工程表に基づき、関係各課において条例等の改正を含む見直しを実施する。

(6) 点検・見直しスケジュール

令和6年度	R 7 . 1 }	アナログ規制の点検・見直し方針策定 洗い出し作業の準備
	R 7 . 3	
令和7年度	R 7 . 4 }	アナログ規制の点検・見直しに係る説明会の実施 対象となる規制の洗い出し
	R 7 . 7	
	R 7 . 8 }	見直し工程表の策定
	R 7 . 1 1	
R 7 . 1 2 }	アナログ規制の見直しの実施 アナログ規制に関する条例等の改正	
R 8 . 3		

上記スケジュールは変更となる場合があります。

国のアナログ規制点検・見直しにおける類型化とフェーズのイメージ



参考：第3回デジタル臨時行政調査会（令和4年3月30日）資料